

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-7 久慈川堤防の草刈りの契約
ご意見	久慈川河川堤防の草刈りの契約はあったのか。
回答	<p>久慈川堤防の草刈りにおける契約についてであります。県北広域振興局（土木部）から市（建設部）が受託し、市（建設部）と市衛連の間で「二級河川久慈川ほか久慈市内河川維持修繕（草刈）業務委託」として契約いたしております。また、市衛連は、会則第4条第1項のとおり、各町内会等を母体とした単位衛生班で構成されている組織であることから、草刈りを含む早朝1時間清掃は、市と市衛連の共同で住民及び会員参加を呼びかけ、公園、道路及び河川等公共の場所の清掃美化を推進し、もってきれいな住みよいまちづくりを実現することを目的とし、住民自らの周辺環境を整える奉仕活動としてお願いしております。</p> <p>なお、市が管轄する公園・道路の管理につきましては、市職員による維持作業のほか、管理を町内会や市内業者へ委託するなど、適切な維持管理に努めているところでありますが、作業範囲が広範囲に及び行政の手が行き届かないところがあるため、早朝一時間清掃の実施など、市民の皆様や市内の事業者などからご協力をいただいております。今後とも、官民協働による地域内環境の美化についてご理解とご協力をお願いいたします。</p>
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003